

社会福祉法人常成福祉会役員及び評議員の報酬支給基準

(平成 29 年 6 月 10 日定時評議員会決議)

【常勤役員の報酬】

報酬の支給基準日は、就任した月からとし、その支給定日は、翌月 10 日とする。ただし、支給定日につき別段の定めをすることができる。

役職名	報酬の額
理事長	基本月額 336,000 円 加給月額 6,000 円×当法人理事就任年数(上限額 165,000 円を限度とする。)
専務理事	基本月額 252,000 円 加給月額 4,000 円×当法人理事就任年数(上限額 120,000 円を限度とする。)
理 事	基本月額 151,200 円

【常勤役員の賞与】

賞与の支給基準日は、6 月 1 日及び 12 月 1 日とし、支給基準日別の支給定日は、6 月 30 日及び 12 月 15 日とする。ただし、支給定日につき別段の定めをすることができる。

6 月の賞与	報酬月額×100 分の 150 以上 100 分の 300 以内の支給率
12 月の賞与	報酬月額×100 分の 200 以上 100 分の 350 以内の支給率

【非常勤役員等の報酬】

(1) 評議員

報酬の支給基準日及び支給日は、以下による出席の都度とする。

	日額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

(2) 理事

報酬の支給基準日は、以下による出席毎とし、その支給定日は、翌月 10 日とする。ただし、支給定日につき別段の定めをすることができる。

	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

(3) 監事

報酬の支給基準日は、以下による出席毎とし、その支給定日は、翌月 10 日とする。ただし、支給定日につき別段の定めをすることができる。

	日額
監事監査、理事会及び評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円